

議案第百二 号

三朝町老人医療費助成条例の一部改正について

次のとおり、三朝町老人医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年十二月十七 日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町老人医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町老人医療費助成条例（昭和四十六年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 この条例において「老人」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 七十五歳以上の者であつて、町内に住所を有し、かつ、引き続き三箇月以上島

取県内に住所を有するもの。

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者のうち、一級又は二級（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）で、別表第五身体障害者障害程度等級表による級別をいう。）に該当する七十歳以上七十五歳未満の者であつて、引き続き三箇月以上町内に住所を有するもの。

附 則

この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。